

太子町地域公共交通会議傍聴要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太子町地域公共交通会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴の受付は、会議の会場の入口において、会議の開催時刻の30分前から先着順に行う。

傍聴の希望者は傍聴希望者受付簿（別記様式）に氏名・住所等を記入し、会長の許可を受ける。

2 会議開始後の傍聴は、原則として認めないが、会議の休憩時に傍聴の希望があり、会長が許可した場合はこの限りでない。

3 傍聴の受付開始時に傍聴の希望者が傍聴定員を超えるときには、先着順により傍聴者を決定する。

(傍聴を許可しない者)

第3条 次のいずれかに該当する者は、会議の傍聴を許可しない。

- (1) 凶器等、他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 旗・のぼり・プラカード等の示威行為のための物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第4条 傍聴者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てること等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 携帯電話の電源を切ること。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) 傍聴者は、係員の指示に従うものとする。
- (8) 会議中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。
- (9) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第5条 傍聴者が会議を傍聴するに当たりこの要綱に違反したときは、会長はこれを制止し、なお、これに従わないときは、退場を命じることができることとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。